

## 「サステナブル奥日光認証制度」実施要領

### (目的)

第1条 日光市奥日光地域は令和5年4月28日に環境省の脱炭素先行地域に選定され、地域の脱炭素化とエリア全体の電熱レジリエンス強化を進めるとともに、環境保全をテーマとする教育旅行の拡大等によりサステナブルツーリズムの発信地・先進地として観光業の活性化を狙っており、「雲の上のサステナブルリゾート」の実現を目指している。また、日光市では令和6年4月1日に日光市地域循環によるゼロカーボンシティ実現条例を施行し、脱炭素と地域が抱える課題の双方を解決し、持続可能な地域づくりを進めている。サステナブル奥日光認証制度では、奥日光地域で持続可能な地域づくりに取り組む事業者を「サステナブル奥日光認証事業者」として認証・PRすることにより、地域全体の取組意識及びサービスの質の向上を目指すとともに、もって持続可能な地域の実現に資することを目的とする。

### (認証の対象)

第2条 認証の対象は日光市奥日光地域において宿泊業・飲食業・販売業・事務所その他業態に係わらず事業を営む事業者を原則とする。(以下「事業者」という。)

### (申請方法)

第3条 所定の申請書(別記様式第1号)に必要な事項を記入し、サステナブル奥日光認証事務局(以下、「事務局」という。)まで提出するものとする。

### (認証要件)

第4条 認証の要件については以下のとおりとする。

- (1) 各種法令に基づく営業許可を持ち、日光市奥日光地域において事業を営んでいること。
- (2) 事務局が定める「持続可能な地域づくりに向けた取り組み」の内「環境」「観光」「エネルギー」の 카테고리の中から合計3つ以上に取り組んでいること。
- (3) 現在の取り組みに加えて、持続可能な地域づくりに向けた取り組みを新たにひとつ以上実施する予定があること。
- (4) 日光市の持続可能な地域づくりに向けた取り組みに賛同すること。

### (認証)

第5条 事務局は、申請内容が前条の要件に該当すると認めるときは、当該事業者を「サステナブル奥日光認証事業者」（以下、「認証事業者」という。）として認証し、申請者に対し認定証（様式第2号）を交付するとともに、認証マークの使用を許可する。

2 認定証の交付を受けた事業者は、認定証を紛失又はき損したときは、認定証再交付申請書（別記様式第3号）を提出するものとする。

（認証の期間）

第6条 前条第1項に規定する認証にあたり、その期間は、当分の間無期限とする。

（認証の公表及び表示）

第7条 事務局は、認証事業者について、チラシ、ホームページで公表する等、持続可能な地域づくりに積極的に取り組む店事業者としての広報に努めるものとする。

2 認証事業者は、認証を受けた旨を事業所内外、ホームページ、チラシ等に表示することができるものとする。

（申請内容の変更）

第8条 事業者が認証内容を変更しようとするときは、第3条に規定する申請を行い、事務局の許可を受けるものとする。

（廃止の届出）

第9条 認証事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに認証廃止届（別記様式第4号）を事務局に提出するものとする。

（1）第4条の認証要件を満たさなくなったとき。

（2）事業を廃止したときその他認証を継続しないこととしたとき。

（認証の取消し）

第10条 事務局は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証等を取り消すことができる。

（1）第4条の認証要件を満たさなくなったとき。

（2）前条の届出があったとき。

(その他)

第 11 条 事務局は日光市環境森林課内に置く。また、事務局の長は環境森林課長が担う。

2 この要領に定めるもののほか、認証制度の実施に当たって必要な事項は、事務局および事務局の長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。